

谷口医院振動問題に対する補充意見書 －移転の全責任は被告らにある－

法務省 矯正医官 池田正行

1. はじめに

本裁判における争点は谷口医院移転の責任の所在である。私は先の意見書で以下の2点を明らかにした。

- 谷口医院の移転は、医療事故の危険回避のために是非とも必要だったこと
 - 移転の責任は事故発生原因である振動を放置した被告らが全面的に負うこと
- 本補充意見書の目的は、未だに谷口医院移転の責任を一切認めようとしない被告らの誤りを正すことにある。

2. 谷口医師が診療所移転に迫られた理由

診療所移転は谷口医師の自由意志によるものではない。労働安全衛生法等の法律に基づき、注射時の神経損傷や針刺し事故のような深刻な医療事故を未然に防ぐためだった。そうしなければ、いつか必ず神経損傷や針刺し事故が起きていた。

万が一事故が起こった場合、その責任を取るのは、患者に対する注意義務違反（医師法・医療法）と、職員に対する安全確保義務違反（労働安全衛生法）の罪に問われるのは谷口医師である。診療所移転時、注意義務違反の罪を犯した犯罪者として刑事罰を受ける危険が谷口医師の身に迫っていた。それがわかっていたからこそ谷口医師は診療所を移転した。

3. 移転は回避できた

移転は不可避だったのだろうか？もちろんそんなことはない。そもそも、医院の直上階をキックボクシングジムに賃貸しなければよい。また防振工事、ジムの移転等の適切な振動防止策によって、キックボクシングジムからの振動の影響が谷口医院へ及ばないようできたならば、移転は回避できた。実際に谷口医師からは振動防止策の要請が繰り返し行われた。しかし被告らはそのような対策も講じなかった。その結果、地域住民の健康に貢献する診療所が移転を強いられることとなった。

4. 患者・職員が振動に怯えた理由

人間の体に針を刺せば痛みが生じる。誤って血管を刺せば出血する。誤って神経を直接刺せば激痛が生じ、慌てて針を抜いても痛みは残り、賠償責任保険の対象となる。もちろん、事故を回避する教育・訓練は谷口医院でも普段から行われていた。しかし、それは振動の全くない、静謐が保たれた診療環境においてである。階上のキックボクシングジムから突然振動が襲ってくるような環境での注射の訓練など、世界中のどこでも行われていない。振動は普段から行っている事故防止の教育、訓練を以下のように完全に無力化した。

注射中に予期せぬ振動がやってくれば、無意識の瞬間的な動きが生じる（驚愕反応[1]）。鋭利な針が突然振動し、一瞬にして皮膚、血管そして神経に突き刺さり激痛が走る。後遺症として痛みや麻痺が残り、百万、時には千万単位の賠償金が発生する。キックボクシングジムからの振動がある限り、職員も患者も、誰もそんな事故の恐怖から逃れられずにいた。

5. 本件で問題となる法規は医師法・医療法・労働安全衛生法

本件で問題となる法規については、既に先に提出した意見書で説明済みだが、期日経過を迫る限り、被告らがこの点を理解できているとは到底言えない。そこで改めて下記表に基づき、本件で問題となる法規について説明する。

谷口医院での被害と振動規制法が定める被害の相違点		
	谷口医院での被害	振動規制法の被害
被害の性質	過失傷害・労働災害	静謐の喪失
原因	診療行為過失	工場・建設工事
加害者	職員（他害・自傷）	工事業業者
被害者	患者・職員自身	当該環境住人
事業者責任	有	有
被害の予防	不可欠	必要
法律	医師法・医療法 労働安全衛生法	振動規制法

本件で問題となる法規は、針刺し事故（自傷）については労働安全衛生法である。注射や採血を行う医療職の過失による神経損傷（他害）については医師法並びに医療法である。一方、振動規制法は、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする」のであって、神経損傷や針刺し事故は振動規制法による規制の対象にはなり得ない。

6. 反復する予期不安が患者と職員の両方を苦しめていた

階上にキックボクシングジムが入って以降谷口医院が移転するまで、幸いにも神経損傷も針刺し事故も起こっていないとのことである。ではなぜ、谷口院長への信頼は揺るがないにもかかわらず、多くの患者と職員が去って行ったのか？この問いに対する答えが「予期不安」(*) [2, 3]である。

*予期不安：特定の事象（例えば、公の場でのスピーチ、試験、医療処置など）が起こる前に、その事象に関連する否定的な結果や失敗を想像することによって生じる強い不安や恐れの発作。精神症状だけではなくしばしば心拍数の上昇、発汗、手の震えなどの身体症状も伴う。

元々健康だった部位が医療行為によって傷つけられる神経損傷/針刺し事故は、行為者にも重い心的外傷[4]を与える。神経損傷は損害賠償訴訟にまで発展する可能性が高い[5]。振動のない場所でも神経損傷が起こり、1億円の損害賠償訴訟に発展する[6]。民事訴訟に留まらない。振動の全くない通常の診療環境における採血・注射の事故でも、刑事訴追まで覚悟せねばならない時代である[7]。ましてや階上のキックボクシングジムから振動が突然やってくる環境である。職員の恐怖は、いかばかりだっただろう。

予期不安に怯える患者や職員には何の責任もない。病の不安に苦しむ患者、その患者を癒やす責務を持つ職員、そして患者と職員を守る義務を負う谷口医師。真に責めを負うべきは、そんな彼らに深刻な予期不安の苦しみを強い続けた被告らである。

添付資料

1. 関西保険センター. 関西保険通信 「危険予測」で事故を未然に防ぐ
2. 梁原裕恵. 血液透析業務における看護職の困難感 秀明大学看護学部紀要 2021;3:41-50.
3. 伊都 香, 埴岡康恵子, 峰平一二美. 医療安全に関する意識向上を目指した育児休業者職場復帰前安全教育の効果 日職災医誌 2009;57:293-296
4. 厚生労働省 こころの耳. 用語解説 ト라우マ (心的外傷)
5. m3エムスリー. 「注射で神経損傷」の訴訟に注意を 2014
6. 京都新聞. 「コロナワクチン接種でミス、腕に障害残った」男性歯科医が病院と国を提訴 京都新聞 2024年10月15日
7. 日本臨床衛生検査技士会. 知っておきたい、医療事故の法的責任

令和6年12月24日

池田 正行 